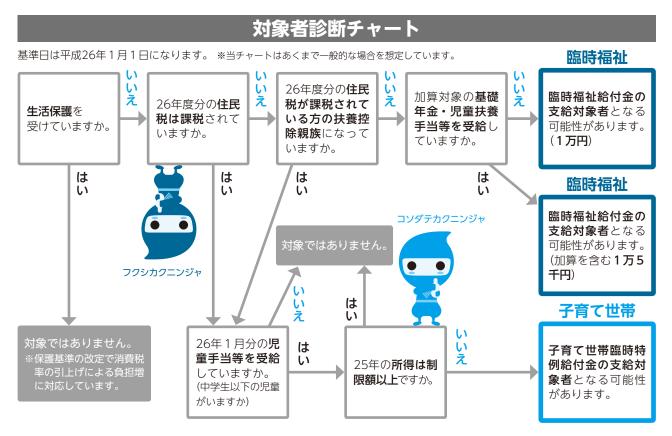
臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金申請・受付開始のお知らせ

4月から消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、所得の低い方に対する負担の配慮として、また、子育て世帯への影響の緩和などのため、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。市では、7月15日に対象となる可能性のある方へ申請書を送付します。

	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
対象	平成26年度分市町村民税(均等割)が課税されていない方 ※自身を扶養している方が課税されている場合は対象外です。	平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者であって、平成25年の所得が児童手当の所得制限に満たない方 ※臨時福祉給付金の対象者は対象外です。
	※生活保護制度の被保護者は対象外です。 ※申請は平成26年1月1日現在において住民登録がある市町村で行います。	
金額	1人1万円 ※次の受給者は5千円が加算されます。(重複加 算はありません) 老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族年金・児童 扶養手当・特別障害者手当 等	児童1人1万円
申請時 必要書類	①申請書(7月15日に対象となる可能性のある方へ発送します) ②本人確認書類(住民基本台帳カード・運転免許証・旅券の写し・健康保険証) ③指定した□座が確認できる書類(金融機関名・□座番号・□座名義人〔カナ〕がわかる通帳の写し)	
申請方法	(1)郵送提出:〒289-1392 山武市殿台296番地 山武市社会福祉課臨時福祉給付金・子育て世帯 臨時特例給付金窓口※同封の返信用封筒をご利用ください。 (2)窓口提出:山武市役所3階臨時福祉給付金・子育て世帯特例給付金窓口 受付時間8:30~17:15(土・日・祝日・年末年始は除きます)	
申請期間	平成26年7月16日から平成27年1月16日(郵送の場合は当日消印有効)	

%この 2 つの給付金は、別の制度です。受け取ることができるのはどちらか 1 つの給付金であり、両方受け取ることはできません。



※対象となると思われる方で7月後半になっても申請書が届かない場合はお問い合わせください。

間 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金専用ダイヤル ☎(80)0033